解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月二十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月七日

大阪府茨木市大住町四丁目三番一〇号
特定非営利活動法人グローバル・コメディカル・アソシエーション
代表清算人　山口　登司

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十二年三月十二日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月七日

沖縄県国頭郡本部町字東五番地
清算法人大浜土地改良区
代表清算人　具志堅用薫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月二十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月七日

栃木県栃木市藤岡町大前三五五四番地一
社団法人藤岡町シルバー人材センター
代表清算人　永島　源作

解散公告（第二回）

当法人は寄附行為に規定する存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月七日

東京都武蔵野市中町二丁目九番三二号
財団法人武蔵野高年齢者職業経験活用センター
清算人　新井千玖摩

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月七日

愛知県半田市栄町三丁目一三二番地
特定非営利活動法人夢ｎｅｔはんだ
清算人　松見　直美

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月七日

広島県廿日市市下平良一丁目一一番一号
財団法人廿日市市産業振興公社
代表清算人　永尾　敏昭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年九月五日開催の臨時社員総会の決議並びに山口県知事の認可により、平成二十一年十月二十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月七日

新潟県三条市西四日町三丁目一四番八号
特定非営利活動法人三条まごころヘルプ
清算人　内藤　通

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年一月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月七日

山口県山口市吉敷中東一丁目二番六号
医療法人西京歯科医院
清算人　山本　優子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年四月一日をもって寄附行為で定めた存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月七日

長崎市文教町一番一四号長崎大学薬学部構内
財団法人長薬協会
代表清算人　畑山　範

解散公告（第三回）

当確定給付企業年金は、平成二十二年一月三十一日確定給付企業年金法第八十六条に基づき規約が失効したことにより解散いたしましたので、当確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月七日

札幌市中央区南一条西二丁目一一番地
北海道丸井今井株式会社　企業年金
清算人　大野　茂

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月一日学校法人幸福の科学学園の設立が認可され解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月七日

栃木県那須郡那須町梁瀬四九三番地一
財団法人幸福の科学学園設立準備財団
清算人　横田堅一郎

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年三月三十日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月七日

長野県長野市吉田一丁目三番四号
長野市北長野駅前Ａ－２地区市街地再開発組合
清算人　清水　偉男

解散公告（第三回）

当法人は平成二十一年五月八日開催の通常総会の決議により平成二十二年三月三十一日静岡県教育委員会の許可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月七日

静岡市葵区千代田三丁目一番一号
社団法人静岡市立高等学校後援会
清算人　手塚　昭次
清算人　橋本　臣尉
清算人　山﨑　清治

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年三月十六日奈良県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月七日

奈良県生駒市上町三一〇〇番地一五八
生駒市東白庭土地区画整理組合
代表清算人　藤岡　新昌

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月七日

和歌山県田辺市上野六〇〇番地
社団法人馬我野公徳会
清算人　那須　勉